

平成26年2月24日  
(2014年)

業 者 各 位

水 道 経 理 課 長

平成26年度設計業務委託等技術者単価及び平成26年2月から適用している公共  
工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市水道局におきましても、  
次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

### 1 措置の内容

平成26年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）及び平成26年  
2月から適用している公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、  
2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、設計業務委託契約書第53条又は測量・調  
査業務請負契約書第53条の規定に基づく契約金額の変更の協議を請求することができます。

### 2 具体的な取扱い

平成26年2月1日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成25  
年度設計業務委託等技術者単価及び平成25年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格を  
積算しているものについては、次の方式により算出された契約金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

### 3 その他

契約締結前の対象となる建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に  
基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結します。

また、契約締結後の対象となる建設コンサルタント業務等にあつては、業務担当課から、受  
注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明します。